

# 一般財団法人公立学校共済組合友の会定款

平成 24年 3月 8日制定  
平成 24年 3月 15日認証  
変更 平成24年12月21日  
平成25年 5月 27日  
平成27年 5月 26日  
令和 元年 7月 1日  
令和 2年 7月 22日  
令和 5年 6月 19日  
令和 6年10月24日

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 当法人は、一般財団法人公立学校共済組合友の会と称する。

(主たる事務所)

**第2条** 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区五番町5番地1に置く。

(会員)

**第3条** 当法人は、地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）第3条第1項第2号に掲げる公立学校共済組合の組合員であった者（同法第39条第2項により組合員資格を喪失した者）のうち、当法人への加入手続きを行った者を会員として組織する。

2 会員からは、会費を徴収し、事業の財源とする。

3 前2項に関する必要な事項については、一般財団法人公立学校共済組合友の会運営規則（以下「運営規則」という。）で定める。

(目的)

**第4条** 当法人は、公教育の維持・発展に係る支援及び会員の福利の向上を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 就学及び育成の支援に関する事業
- (2) 教育環境の改善に関する事業
- (3) 会員の福利厚生に関する事業
- (4) 会員相互の親睦に関する事業
- (5) 会員のための保険に関する事業
- (6) 年金、医療その他社会保険制度の調査研究及び情報提供に関する事業
- (7) その他前各号に関連する事業であって、当法人の事業計画で定めるもの

(公告)

**第5条** 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

**第6条** 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

事務所 東京都新宿区南元町23番地  
設立者 公立学校共済組合友の会  
住所 長野県長野市川中島町原800番地1  
代表者 戸田正明  
現金 金2億8000万円

(事業年度)

**第7条** 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### **第3章 評議員及び評議員会**

#### **第1節 評議員**

(評議員)

**第8条** 当法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

(選任及び解任)

**第9条** 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

(任期)

**第10条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(報酬等)

**第11条** 評議員には、その職務を行うために要する費用及び評議員会が別に決議する出席謝金等支給基準に定めるもの以外の報酬は支給しない。

#### **第2節 評議員会**

(権限)

**第12条** 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

**第13条** 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

**第14条** 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。

(決議)

**第15条** 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

**第16条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

### **第4章 役員及び理事会**

#### **第1節 役員**

(役員)

**第17条** 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうち2名以内を副理事長とし、うち1名を理事長代理とする。

(選任等)

**第18条** 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

**第19条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了

の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(解任)

**第20条** 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

**第21条** 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

## 第2節 理事会

(権限)

**第22条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

**第22条の2** 理事長及び当法人の業務を執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

**第23条** 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

**第24条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

**第25条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

**第25条の2** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第26条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 事務局等

(事務局)

**第27条** 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に関する事項は、運営規則で定める。

(支部)

**第28条** 当法人に、事業運営を円滑に推進するために必要な場合は支部を置くことができる。

2 支部の組織運営については、運営規則で定める。

#### 第6章 定款の変更

(定款の変更)

**第29条** この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

#### 第7章 解散等

(解散)

**第30条** 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産)

**第31条** 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

**第32条** 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第8章 雑則

(法令の準拠)

**第33条** この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(運営規則等)

**第34条** 運営規則及び当法人の運営に必要な規則で重要なものは、理事会の議を経て理事長が定める。

#### 附 則

(施行日)

**第1条** この定款は、当法人設立登記の日(次条において「施行日」という。)から施行する。(注)  
(最初の事業年度)

**第2条** 当法人の最初の事業年度は、施行日から平成25年3月31日までとする。

(設立時評議員)

**第3条** 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

秋山正寿 阿部邦弘 池田 公 大谷昌隆 岡 紀夫  
小栗 洋 角田幸三郎 西村左二 広瀬 淳 三上裕三

(設立時役員)

**第4条** 当法人の設立時理事、設立時(代表理事)理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 石口啓一 杉原陸夫 戸田正明 松元昭憲

設立時(代表理事)理事長 戸田正明

設立時監事 和田征士

附 則(平成24年12月21日)

この改正は、平成24年12月21日から実施する。

附 則(平成25年5月27日)

この改正は、平成25年5月27日から実施する。

附 則(平成27年5月26日)

この改正は、平成27年5月26日から実施し、同年5月22日から適用する。

附 則(令和 元 年6月14日)

この変更は、令和 元 年7月1日から実施する。

附 則(令和 2 年7月22日)

この変更は、令和2年7月22日から実施する。

附 則(令和 5 年6月19日)

この変更は、令和5年6月19日から実施する。

附 則(令和6年10月24日)

この変更は、令和6年11月1日から実施する。なお、実施日前に会員であった者については、引き続き、当分の間、会員とみなす。また、実施日から令和7年3月31日までの間に、変更前の定款第27条第1項各号のいずれかに該当することとなった者についても同様とする。

(注)設立登記の日 平成24年4月9日